

はじめに

1 計画策定の趣旨

- (1) 少子化の進行
 - ①未婚率の上昇、②晩婚化の進行及び
 - ③結婚した夫婦が生涯に生む子どもの数の減少等
- (2) これまでの少子化対策
 - ①宮崎県子育て支援総合計画（H9～H16）
 - ②次世代育成支援宮崎県行動計画（H17～H26）
- (3) 「子ども・子育て支援新制度」の施行

2 計画の性格

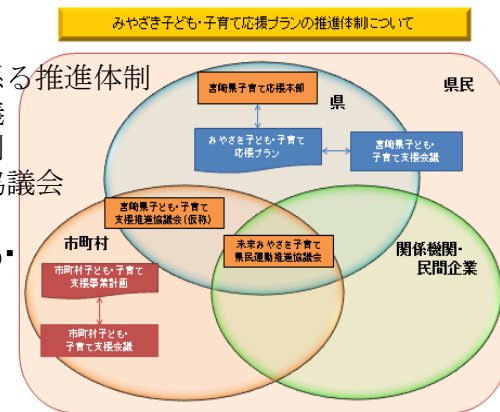
都道府県子ども・子育て支援事業支援計画として位置付けるとともに、「次世代育成支援地域行動計画」「子ども・若者計画」「家庭的養護推進計画」も一体的に策定

3 計画の期間：H27～R元の5年間

第3章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

- (1) 県
 - 子育て応援本部
- (2) 県と市町村及び市町村間の連携に係る推進体制
 - 宮崎県子ども・子育て連携推進会議
- (3) 関係機関及び民間企業との推進体制
 - 未来みやざき子育て県民運動推進協議会



2 計画の進捗管理及び評価

計画の進捗状況は、毎年、「宮崎県子ども・子育て支援会議」において調査審議

- PDCAサイクルの活用
 - ・総合成果指標と個別成果指標
 - ・「量の見込み」と「その確保方策」

第1章 子どもを取り巻く状況

1 少子化の現状

要因分析（未婚化、晩婚化、結婚に対する意識等）

2 家族の現状

女性の労働力等を分析

3 子育て・子育ての状況

子育てに関する保護者の意識等を分析

4 次世代計画(後期計画)の実施状況

第2章 計画の基本的考え方

1 目的

2 基本理念

「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え、「子どもの最善の利益」が実現できるみやざきづくり

3 基本目標

4つの基本目標、13の施策の方向で整理

- 目標1 「地域全体で子育てを支える社会づくり」
- 目標2 「ライフステージに応じた希望が叶う社会づくり
- 目標3 「子どもの育ちを支える社会づくり」
- 目標4 「仕事と生活が調和する社会づくり」

第4章 教育・保育等の推進

新制度の施行にあたり、県が定めるべき事項等を整理

- 1 区域の設定：市町村単位
- 2 教育・保育に係る量の見込み及びその提供体制の確保方策
「市町村子ども・子育て支援事業計画」の教育・保育に係る需給状況を集計
- 3 県が行う認可及び認定に係る需給調整
- 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供
認定こども園への移行及び移行に対する支援
- 5 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上
配置基準等に対応するために必要となる職員数を積算
- 6 市町村の区域を超えた広域的見地から行う調整に関する事項
- 7 教育・保育情報の公表

第5章 子ども・子育てに関する施策の推進

子ども・子育てに係る施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本目標のもと、各種施策を体系的に整理

1 施策の内容

基本目標1から4までの施策の具体的内容を記載

2 計画の成果指標

総合成果指標（2）・個別成果指標（44）

